【資料】 国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件」 2019年5月25日暫定措置命令

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「ウクライナ軍艦抑留事件」(ウクライナ対ロシア連邦) 国際海洋法裁 判所暫定措置命令

暫定措置命令 Kolodkin裁判官反対意見

はしがき

以下に訳出するのは、2019年5月25日に国際海洋法裁判所 (ITLOS) が言い渡 した「ウクライナ軍艦抑留事件」 (ウクライナ対ロシア連邦) (第26号事件) に関する暫定措置命令である。

この事件は、2018年11月25日に、ウクライナの軍艦3艦が、黒海に面する海軍基地から配置替えでアゾフ海(Sea of Azov)の海軍基地に向かうためケルチ海峡(Kerch Strait)を通過しようとしたところ、ロシア海軍により拿捕され、3艦と艦内の24人の軍人が抑留された、という事件である。ウクライナは、国連海洋法条約附属書VII仲裁裁判所にロシアのその行為の違法性を主張して提訴しつつ、ITLOSに3艦と軍人の釈放を求めて暫定措置を要請した。この資料は、このITLOS暫定措置を全訳したものである。

この事件の背景は、2014年にロシアがウクライナ領土であるクリミア半島を 併合したことである。その結果、ロシアはケルチ海峡の両岸を自国領土として 実効支配し、ケルチ海峡も自国領海とし、海峡における外国船舶の通過に様々 な規制を加えた。ただ、ウクライナとロシアは、アゾフ海とケルチ海峡の利用に関して、2003年に条約を締結しており(本命令7項参照)、両国とも条約の無効を主張していない。本件事件は、こういう背景で生じたものである。

ITLOSでのこの暫定措置裁判における最大の争点は、本件紛争に対し附属書VI 仲裁裁判所が一応の管轄権(prima facie jurisdiction)を有するかどうか、であった。というのは、両国とも、国連海洋法条約の批准に当たって、298条1項(b) の「軍事的活動」に関する紛争を裁判所の管轄権から除外する旨の宣言を行っているためである(この除外について、この暫定措置命令では、「軍事的活動例外(military activities exception)」という表現が用いられている)。したがって、この紛争が「軍事的活動」に関する紛争であるなら、附属書VII仲裁裁判所はこの紛争を審理する管轄権を有さないことになる。ロシアは、当該活動は軍事的活動であり裁判所に管轄権がないのは明らかであるとして、ITLOSに出廷しなかった。

ITLOSはウクライナの主張を支持し、3艦と軍人を直ちに釈放するよう指示した(暫定措置命令124項主文(1)の(a)(b))。また、両国に対し、暫定措置の遵守に関する報告書をこの命令の1ヵ月後の2019年6月25日までに提出するよう指示した(主文(2))。暫定措置命令の主文はすべて賛成19対反対1で採択されており、反対票を投じたのはロシア国籍を有するKolodkin裁判官のみである。同裁判官は、本件暫定措置命令に対し反対意見を記している。ここでは、参考として、Kolodkin裁判官の反対意見も訳出した。

暫定措置命令後、ロシアは、上記主文(2)に従い6月25日にITLOSに報告書を提出したが、この報告書には、ウクライナの軍艦と軍人を釈放する特別の手続措置をウクライナに提案したことが記された。その数ヵ月後の2019年9月に、ロシアは24人の軍人を釈放し、同年11月に3軍艦をウクライナに返還した。「直ちに」釈放したと言えるかどうかはともかく、ロシアが提出した報告書に鑑みると、ロシアは出廷しなかったとはいえITLOS暫定措置命令を考慮した上で釈放したことは、疑いない。

他方、本案事件は、附属書VII仲裁裁判所に付託されており、ロシアは、仲裁

【資料】国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件」2019年5月25日暫定措置命令

人としてGolitsyn元ITLOS裁判官(元所長)を任命している。2021年5月末現在、仲裁裁判所は、ロシア側の先決的抗弁を審理しているところである¹⁾。

なお、従来、ITLOSの暫定措置命令文は、各項の冒頭に、英文では前半に "Weareas"、後半に "Considering" が、仏文では "Considerant que" が用いられていたが、本件事件の命令文以降、これらの語が用いられなくなった。これまで 訳者は暫定措置命令の訳出に当たり、読みやすさを優先してこれらの語を訳出しなかった²⁾が、本件命令文ではそういった考慮をする必要がなくなった。

¹⁾ 附属書畑仲裁裁判所の書記局を担当している常設仲裁裁判所 (PCA) 書記局の2020年11月12日付プレスリリース (<https://pcacases.com/web/sendAttach/21056>) 参照。

²⁾ 佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『ジョホール海峡埋め立て事件』2003年 10月3日(引用者注:10月8日に訂正)暫定措置命令」『西南学院大学法学論 集』50巻1号(2017年)105頁参照。

【翻訳】「ウクライナ軍艦抑留事件 | (ウクライナ対ロシア連邦) 国際海 洋法裁判所暫定措置命令

ウクライナ軍艦抑留事件 (ウクライナ対ロシア連邦) 暫定措置の要請

目 次3)

I. 一応の管轄権	33~ 90項
(1) 海洋法条約の解釈または適用に関する紛争の存在	37~ 45項
(2) 海洋法条約298条1項(b)の適用可能性	46~ 77項
(3) 海洋法条約283条	78~ 90項
Ⅱ. 事態の緊急性	91~113項
(1) 要請国が主張する権利が存在する見込み	91~ 99項
(2) 回復不可能な被害の現実のかつ差し迫った危険	100~113項
Ⅲ.指示されるべき暫定措置	114~123項
Ⅳ. 主文	124項

暫定措置命令

臨席者: PAIK所長; ATTARD次長; JESUS、COT、LUCKY、PAWLAK、 YANAI, KATEKA, HOFFMANN, GAO, BOUGUETAIA, KELLY, KULYK, GÓMEZ-ROBLEDO, HEIDAR, CABELLO, CHADHA, KITTICHAISAREE、KOLODKIN、LIJNZAAD各裁判官;GAUTIER書記

³⁾ 訳者注:これまでITLOSの暫定措置命令には章立てがなくしたがってまた目次 もなかったが、本件事件の暫定措置命令で初めて章立てが置かれた。命令文に は目次がないが、便宜を考え、ここでは判決の場合と同様に目次を記した。な お、暫定措置命令の章立てには(1)、(2)、……の記号はないが、この翻訳では 分かりやすいようにこの記号を付した。

【資料】国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件 | 2019年5月25日暫定措置命令

上記の裁判官から構成される国際海洋法裁判所は、

裁判官評議を行った結果、

海洋法に関する国際連合条約(以下「海洋法条約」または「条約」とする。)290条並びに国際海洋法裁判所規程(以下「ITLOS規程」とする。)21条、25条及び28条を考慮し、

国際海洋法裁判所規則(以下「ITLOS規則」とする。)89条及び90条を考慮し、2019年3月31日付でウクライナがロシア連邦に宛てた「国連海洋法条約287条及びその附属書VII第1条に基づく通告並びに請求及びその根拠の記載」(以下「請求通告書(the Statement of Claim)」とする。)が、「ウクライナの3軍艦及び艦内の24人の軍人の免除に関する紛争」について条約附属書VIIに基づく仲裁手続を開始したことを考慮し、

ウクライナがロシア連邦に提出したこの請求通告書において、条約附属書™に基づき仲裁裁判所が構成されるまでの間の暫定措置の要請が含まれていることを考慮して、

次の通り命令する。

- 1. 2019年4月16日に、ウクライナは、3艦のウクライナ軍艦と艦内の24人の軍人の免除に関するウクライナとロシア連邦の間の紛争において、海洋法条約290条 5項に基づき暫定措置の要請書を提出した。本件事件は、「3艦のウクライナ軍艦の抑留に関する事件」の名称で、第26号事件として総件名簿に記載された。
- 2. 2019年4月16日付の裁判所書記宛ての書簡で、ウクライナ外務大臣は、当裁判所に対し、ウクライナ政府の代理人として、外務副大臣であるOlena Zerkal女史を任命したことを、通知した。
- 3. 同日に、裁判所副書記が、ロシア連邦外務省に対し、本件要請書の写しを、 駐ドイツ連邦共和国・ロシア連邦大使宛ての書簡と共に、電子的な方法で送付 した。2019年4月16日付の書簡で、副書記は、ロシア連邦外務省に対し、本件要 請書の認証謄本も送付した。

- 4. 2019年4月17日付の口上書で、裁判所書記は、ITLOS規程24条3項に基づき、 海洋法条約締約国に対し本件要請書について通報した。
- 5. 2019年4月17日付の書簡で、裁判所書記は、1997年12月18日の国連 海洋法 裁判所協力関係協定に基づき、国連事務総長に対し本件要請について、通知した。
- 6. 2019年4月23日に、裁判所長は、ITLOS規則45条及び73条に基づき、ウクライナ代理人と、ロシア連邦外務省法務局長であるEvgeny Zagaynov氏と電話で協議し、手続問題についてウクライナとロシア連邦の意向を確認した。
- 7. 2019年4月23日付の命令で、裁判所長は、ITLOS規程27条並びにITLOS規則45 条及び90条2項に基づき、口頭弁論の日を2019年5月10日と11日と定めた。この 命令は、同日に両当事国に通知された。
- 8. 2019年4月30日に書記局が受理した同日付の口上書で、駐ドイツ連邦共和国・ロシア連邦大使館は、次のことを述べた。

「ロシア連邦の見解は、国連海洋法条約附属書VIIに基づき構成される仲裁裁判所は、海洋法条約298条に基づくロシア連邦とウクライナの双方が行った留保により、ウクライナの請求について判示する管轄権を、一応の程度を含め、有さないであろう。この留保は、特に軍事的活動に関する紛争を検討するため海洋法条約第15部第2節の規定する拘束力を有する決定を伴う義務的手続を受け入れない、とするものである。また、ロシア連邦が明示的に示したように、上述の手続きは、政府船舶及び政府航空機による軍事的活動に関する紛争について受け入れられていない。この明白な理由で、ロシア連邦は、国際海洋法裁判所はウクライナの要請する暫定措置の問題について判示する基礎がない、と考える。

• •

ロシア連邦は、国際海洋法裁判所に対し、ウクライナが開始した本件事件において暫定措置に関する弁論に参加しないと決定したことを通知する 光栄を有する。ただし、このことは、ウクライナが構成を要請する附属書 VII仲裁裁判所が明らかに管轄権を有さないにも関わらずこの問題が進行す 【資料】国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件」2019年5月25日暫定措置命令

るときは、後の仲裁手続への自国の参加の問題を害しない。

なお、国際海洋法裁判所を支援するために及びITLOS規則90条3項に従い、ロシア連邦は、本件事件の事態に関する自国の立場について、適宜、より詳細な書面による意見表明を行うつもりである。

- 9. 2019年4月30日付の書簡で、裁判所書記は、ウクライナ代理人宛てに上記ロシア口上書を送付した上で、同代理人にITLOS規程28条への注意を喚起しつつ、ウクライナがこの問題についての意見表明を希望するなら2019年5月2日までに提出するよう、同代理人に通知した。
- 10. 2019年5月2日付の書簡で、ウクライナ代理人は、ウクライナは「ITLOS規程28条に従い、裁判所が暫定措置に関する手続きを継続し及び決定を行うよう要請する」、と述べた。
- 11. これらの展開を踏まえ、裁判所長は、2019年5月2日付の命令で、弁論の開始日を変更し2019年5月10日に定めた。
- 12. 2019年5月7日に裁判所書記局が受理した同日付の口上書で、駐ドイツ連邦共和国・ロシア連邦大使館は、「第26号事件の事情に関するロシア連邦の立場に関する覚書」(以下「ロシア覚書」とする。)を送付した。この口上書において、ロシア連邦大使館は、「ITLOS規則90条3項に基づいて」この覚書を提出する、と述べる。この口上書を添付する電子的通信において、ロシア連邦大使館は、「この覚書において言及のある法文書及び参考資料の翻訳は、後日提供する予定である」、と記している。同日に、裁判所書記は、この覚書の電子的写しと認証謄本をウクライナ代理人に送付した。
- 13. 2019年5月8日に、駐ドイツ連邦共和国・ロシア連邦大使館は上記書類を提出し、2019年5月9日に裁判所書記からその写しがウクライナ代理人に送付された。
- 14. 2019年5月8日に、ウクライナは、上記の追加の書類を提出した。2019年5月9日に、裁判所書記は、駐ドイツ連邦共和国・ロシア連邦大使館にこれらの文書の写しを送付した。
- 15. 2019年5月9日に、ウクライナは、「国際海洋法裁判所における裁判の準備

西南学院大学法学論集 第54巻第1号(2021年10月)

及び弁論の仕方に関する指針」の14項に従い、当裁判所に対し必要とされる情報を提出した。

- 16. 2019年5月9日に、当裁判所は、ITLOS規則68条に基づき、書面手続と裁判 の指揮に関して冒頭評議を行った。
- 17. 同日に、裁判所長は、ITLOS規則45条に基づき、裁判手続の問題に関して ウクライナ代理人と協議を行った。
- 18. ITLOS規則67条2項に基づき、ロシア覚書とその附属書類の写しが、口頭手 続の開始日に公開された。
- 19. 2019年5月10日に開催された公開廷において、下記の者による口頭陳述が行われた。

ウクライナのために: (陳述者5名の氏名及び地位・職責を省略)

- 20. 口頭手続において、いくつかの陳述用資料(写真及び裁判書類の一部抜粋を含む。)が、ウクライナにより映像画面に投影された。
- 21. ロシア連邦は、公開廷に出廷しなかった。

* *

- 22. ウクライナは、その請求通告書31項で、海洋法条約附属書VIIに基づき構成される仲裁裁判所(以下「附属書VII仲裁裁判所」とする。)に対し、次のことを判示し及び宣言することを、要請した。
 - 「a. ロシアは、ウクライナ軍艦Berdyansk号、Yani Kapu号及びNikopol号を拿捕し及び抑留することにより、海洋法条約32条、58条、95条及び96条に基づく外国海軍に完全な免除を与える義務に、違反した。
 - b. ロシアは更に、Berdyansk号、Yani Kapu号及びNikopol号の24人の乗組員 を抑留し彼らに対し刑事訴追を開始したことにより、海洋法条約32条、 58条、95条及び96条に基づく義務に違反した。
 - c. これらの違反は国際違法行為を構成し、ロシア連邦はこれについて責任 を負う。
 - d. そのため、ロシアは、(i) Berdyansk号、Yani Kapu号及びNikopol号を 釈放すること、(ii) Berdyansk号、Yani Kapu号及びNikopol号と共に身

【資料】国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件 | 2019年5月25日暫定措置命令

柄を拘束した24人の軍人を釈放すること、(iii) ウクライナに対し再発防止の適当な保証を与えること、及び、(iv) ウクライナに対し完全な賠償 (reparation) を与えること、が義務づけられる。」

- 23. ウクライナは、本件暫定措置要請書46項において、当裁判所に対し、ロシア連邦に次のことを迅速に行うよう義務づける暫定措置を指示することを、要請した。
 - 「a. ウクライナ軍艦Berdyansk号、Yani Kapu号及びNikopol号を釈放し、これらの軍艦をウクライナの管理に返還すること、
 - b. 抑留されている24人のウクライナ軍人に対する刑事手続を停止し新たな 手続きを開始することを差し控えること、及び、
 - c. 抑留されている24人のウクライナ軍人を釈放し、彼らにウクライナへの 帰還を許すこと。|
- **24.** 2019年5月10日に開催された公開廷において、ウクライナ代理人は、次の最終申立を行った。その署名付きの写しが、当裁判所に提出された。
 - 「1. ウクライナは、当裁判所に対し、ロシア連邦に次のことを迅速に行うよう義務づける暫定措置を指示することを、要請する。
 - a. ウクライナ軍艦Berdyansk号、Yani Kapu号及びNikopol号を釈放し、これらの軍艦をウクライナの管理に返還すること、
 - b. 抑留されている24人のウクライナ軍人に対する刑事手続を停止し新た な手続きを開始することを差し控えること、及び、
 - c. 抑留されている24人のウクライナ軍人を釈放し、彼らにウクライナへ の帰還を許すこと。
 - 2. 上記(b)及び(c)の措置の対象となる軍人は、以下である。

(訳者注:24人の氏名と職責について省略) 」

* *

25. 上述8項で留意したように、駐ドイツ連邦共和国・ロシア連邦大使館は、2019年4月30日付の口上書で、当裁判所に対し、ロシア連邦は「ウクライナが開始した本件事件において暫定措置に関する弁論に参加しないことを決定し

た一、と通知した。

26. ITLOS規程28条は、次のように規定する。

「いずれかの紛争当事者が裁判所に出廷せず又は自己の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事者は、裁判所に対し、手続を継続し及び決定を行うよう要請することができる。いずれかの紛争当事者が欠席し又は弁護を行わないことは、手続の進行を妨げるものではない。裁判所は、決定を行うに先立ち、裁判所が当該紛争について管轄権を有することのみならず、請求が事実及び法において十分な根拠を有することも確認しなければならない。」

27. 当裁判所は、次のことを想起する。

「いずれかの紛争当事者が欠席しまたは自己の立場を弁護しないことは、手続きの進行を妨げるものではなく、また当裁判所が暫定措置を指示することを排除するものでもない。ただし、両当事者には、その主題に関するその所見を提出する機会が与えられなくてはならない。」(アークティック・サンライズ号事件(オランダ王国対ロシア連邦)、暫定措置命令、2013年11月22日、*ITLOS Reports 2013*, p. 230, at p. 242, para, 48)

- 28. 本件事件に関わるすべての連絡事項は、当裁判所からロシア連邦に対し送付されている。それは、当事者の一方の欠席が裁判手続の通常の進行を妨げ適切な司法行政(good administration)に影響する可能性があるような状況において、裁判当事者の平等の原則の完全な履行を確保するためである。また、ロシア連邦は、ITLOS規則90条3項の規定に基づいて、口頭手続が終結するときまでに当裁判所に対し覚書を提出している。したがって、当裁判所は、ロシア連邦はその所見を提出する十分な機会が与えられている、と考える。
- 29. 本件裁判手続にロシア連邦が出廷しないことでウクライナが不利益を被るべきではなく、当裁判所は、「したがって、利用可能な最善の証拠に基づき、裁判当事国のそれぞれの権利を同定し評価しなければならない」(アークティック・サンライズ号事件(オランダ王国対ロシア連邦)、暫定措置命令、2013年11月22日、*ITLOS Reports 2013*, p. 230, at p. 243, paras. 56 and 57)。

* *

- 30. 本件要請書が当裁判所に提出された背景となる事実を要約すると、次のようになろう。2018年11月25日、ウクライナの3軍艦(Berdyansk号、Nikopol号及びYani Kapu号)とその24人の軍人が、ロシア連邦当局により拿捕抑留された。この事態が生じた場所は、ケルチ海峡近くの黒海であった。Berdyansk号とNikopol号はウクライナ海軍の小型砲艦(artillery boat)であり、Yani Kapu号はウクライナ海軍の曳航艇(tugboat)である。これらの船舶がウクライナ海軍の軍艦と補助艦艇(auxiliary vessel)の地位を有することについては、争いがない。また、乗組員がウクライナ海軍要員の地位を有することについても、両国間で争いがない。
- **31**. ウクライナによると、この3艦は黒海のOdesa港を出港し、その任務はケルチ海峡を通ってアゾフ海のBerdyansk港に向けて航行することであった。ウクライナは、次のように述べる。
 - 「11月24日から25日にかけての夜に3艦がケルチ海峡の入口に近づいた頃に、ロシアの沿岸警備隊(連邦保安庁(FSB)の国境警備局の部署)から、同海峡が閉鎖されたとする無線連絡を受けた。」

これらウクライナ艦は、2018年11月25日に同海峡に進入しようとしたところ、ロシア連邦の沿岸警備船により阻止された。ウクライナ艦は向きを変えケルチ海峡から離れようとしたが、ロシア沿岸警備船に追跡された。その追跡の際、ロシア沿岸警備船の1隻がBerdyansk号に発砲し、同船内の3人の乗組員が負傷し同船に損害が生じた。その後、ウクライナ艦3艦すべてと船内の軍人が、ロシア連邦の沿岸警備船により拿捕され抑留された。2018年11月26日のロシア連邦のFSB広報局によると、これら3艦は、2018年11月26日に「ケルチ港に曳航された」。

- 32. ロシア連邦が提出した覚書は、次のように記している。
 - 「21. 2018年11月26日と27日に、艦内の24人のウクライナ軍人は、ロシア連邦の国境を悪質に不法に横断した疑い(ロシア連邦刑法322条3項)で、ロシア連邦刑事手続法91条に基づき正式に身柄を拘束された。

22. 2018年11月27日のケルチ市裁判所の決定と11月28日のSimferopol市の Kievskiy地方裁判所の決定により、彼ら軍人は抑留下に置かれた。現在な お捜査中であり、2019年4月17日にモスクワ市のLefortovo地方裁判所は、 彼ら軍人の抑留を2019年7月24日まで延長した。 |

I. 一応の管轄権

- 33. 海洋法条約290条5項は、次のように規定する。
 - 「この節の規定に従って紛争の付託される仲裁裁判所が構成されるまでの間、紛争当事者が合意する裁判所又は暫定措置に対する要請が行われた日から2週間以内に紛争当事者が合意しない場合には国際海洋法裁判所……は、構成される仲裁裁判所が紛争について管轄権を有すると推定し、かつ、事態の緊急性により必要と認める場合には、この条の規定に基づき暫定措置を定め、修正し又は取り消すことができる。」
- 34. ウクライナとロシア連邦は海洋法条約の締約国であり、ウクライナは1999年7月26日に、ロシア連邦は1997年3月12日に、同条約を批准している。両国は、条約287条1項に基づき、条約の解釈または適用に関する紛争の解決のための「主な」または「基本的な」手段として、条約附属書Ⅷによって構成される仲裁裁判所を選択している。
- 35. ウクライナは、2019年3月31日付の請求通告書(暫定措置要請が含まれている書面)で、「ウクライナの3軍艦及び艦内の24人の軍人の免除」に関する紛争について、ロシア連邦に対し海洋法条約附属書VIIに基づき裁判手続を開始した。そして、2019年4月16日に、条約290条5項が定める2週間の期限が経過した後に、附属書VII仲裁裁判所が構成されるまでの間として、ウクライナは当裁判所に本件暫定措置要請書を提出した。
- 36. 当裁判所が海洋法条約290条5項に基づき暫定措置を指示することができるのは、要請国が援用する規定が附属書VII仲裁裁判所の管轄権の根拠を一応与えると思われる場合のみであり、附属書VII仲裁裁判所が付託される紛争に対し

【資料】国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件 | 2019年5月25日暫定措置命令

管轄権を有することを確定的に確認する必要はない(ARAリベルタード号事件(アルゼンチン対ガーナ)、暫定措置命令、2012年12月15日、*ITLOS Reports* 2012, p. 332, at p. 343, para. 60を見よ)。

(1) 海洋法条約の解釈または適用に関する紛争の存在

- 37. ウクライナは、附属書VII仲裁裁判所の管轄権の根拠となりうる基礎として、海洋法条約286条と288条を援用する。当裁判所が扱わなくてはならない第一の問題は、附属書VII仲裁裁判所に付託された紛争が、これらの規定に照らして「この条約の解釈又は適用に関する紛争」であるかどうか、である。
- **38.** ウクライナは、2019年3月15日付のロシア連邦宛ての口上書で、次のように述べた。

「ロシア連邦がウクライナの3軍艦と24人の軍人の身柄を拘束し抑留を継続していること及びその乗組員に対し刑事手続を開始したことは、海洋法条約に基づく義務並びに国際法の規定と諸原則、特に海洋法条約32条、58条及び95条のロシア連邦による明白な違反を構成する。|

- 39. ウクライナは、その請求通告書において、附属書Ⅵ仲裁裁判所に対し、特に次のことを判示し及び宣言するよう、要請している。
 - 「a. ロシアは、ウクライナ軍艦Berdyansk号、Yani Kapu号及びNikopol号を拿捕し及び抑留することにより、海洋法条約32条、58条、95条及び96条に基づく、外国海軍に完全な免除を与える義務に、違反した。
 - b. ロシアは更に、Berdyansk号、Yani Kapu号及びNikopol号の24人の乗組員を抑留し彼らに対し刑事訴追を開始したことにより、海洋法条約32条、58条、95条及び96条に基づく義務に違反した。
- 40. ウクライナは次のように主張する。すなわち、両国が関わっている紛争は、明らかに、上述の規定の解釈及び適用についてである。「ロシアによる軍艦の拿捕と抑留の継続と艦内の軍人に対する刑事訴追は、これらの規定に基づく軍艦の免除の原則に違反する」。「しかし、ロシアは、この行動は特に海洋

法条約30条に基づき適法である、と主張している」。「附属書VII仲裁裁判所が解決しなければならないのは、両国の見解のこの違いであり、仲裁裁判所は、海洋法条約286条と288条に基づき両国の見解のこの違いを解決する権限を有する」。

41. 他方、ロシア連邦は、この問題についてのウクライナの主張に対し直接に 反論してはいない。ロシアのFSB広報局は、次のように述べている。

「国境哨戒艦Don号とIzumrud号は、ウクライナ軍艦の集団の追跡を始め、停船命令を発した(1982年の国連海洋法条約30条及び1998年7月31日の連邦法第155号の12条2項に基づく)。」(訳者注:下線部分は命令文では太字)ロシア連邦でのその後の刑事手続において、24人の軍人全員が、ロシア連邦刑法322条の第3部に基づいて、ロシア連邦の国境を悪質に不法に横断した罪で、起訴された。

* *

- 42. さて、海洋法条約288条1項は、「前条に規定する裁判所は、この条約の解釈又は適用に関する紛争であってこの部の規定に従って付託されるものについて管轄権を有する。」、と規定する。したがって、当裁判所は、仲裁手続が開始した日に、海洋法条約の解釈または適用に関する紛争が両当事国の間に存在したかどうかを、判断しなければならない。
- 43. ロシア連邦は、ウクライナが援用する海洋法条約規定の遵守について何ら見解を示していないが、この問題に関するロシア連邦の見解は、同国のその後の行動から推量することができる。この点に関して、国際司法裁判所 (ICJ) は、カメルーン=ナイジェリア領土海洋境界事件において、次のように述べている。

「法または事実の論点に関する意見の不一致、法的見解または利害関係の衝突、あるいは一方当事者の主張に対する他方当事者による積極的な反対は、必ずしも明示的に(expressis verbis)述べられる必要はない。紛争の存在を判断するに当たり、他の事項と同じく、一方の当事者の立場または態度は、その当事者が表明した見解が何であれ、推量により確証することが

【資料】国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件」2019年5月25日暫定措置命令できる。 |

(カメルーン=ナイジェリア領土海洋境界事件、先決的抗弁判決、*ICJ Reports 1998*, p. 275, at p. 315, para. 89; また、ノースター号事件 (パナマ 対イタリア) 、先決的抗弁判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at p. 69, para. 100を見よ)

- 44. 当裁判所の見解では、ロシア当局がウクライナ軍艦を拿捕し及び抑留しウクライナ軍人に対し刑事手続を開始したことは、2018年11月25日に発生した事態が海洋法条約32条、58条、95条及び96条に基づく義務の違反をもたらしたかどうかの問題について、ロシア連邦はウクライナと異なる立場であることを、示している。また、ロシア連邦は、「この状況を、国際人道法の適用における武力紛争に分類すること」を否定している。
- 45. したがって、当裁判所は、海洋法条約の解釈または適用に関する紛争は、 仲裁手続が開始した日に一応存在していたと思われる、と考える。

(2) 海洋法条約298条1項(b)の適用可能性

- 46. 次に、海洋法条約298条1項(b)が適用可能であるかどうかの問題、つまり本件事件が附属書VII仲裁裁判所の管轄権から除外されるかどうかの問題に、目を向ける。
- 47. 海洋法条約298条1項(b)は、次のように規定する。
 - 「1 第1節の規定に従って生ずる義務に影響を及ぼすことなく、いずれの 国も、この条約に署名し、これを批准し若しくはこれに加入する時に又 はその後いつでも、次の種類の紛争のうち1又は2以上の紛争につい て、第2節に定める手続のうち1又は2以上の手続を受け入れないこと を書面によって宣言することができる。

...

(b) 軍事的活動(非商業的役務に従事する政府の船舶及び航空機による 軍事的活動を含む。)に関する紛争並びに法の執行活動であって前条 の2及び3の規定により裁判所の管轄権の範囲から除外される主権的 権利又は管轄権の行使に係るものに関する紛争|

48. ウクライナは、1999年7月26日に海洋法条約を批准した際に、次のことを宣言した。

「海洋法条約298条の規定に基づき、ウクライナは、ウクライナと関係国との間の特別の国際条約が別段の定めをしない限り、……軍事的活動に関する <u>紛争</u>の検討について拘束力を有する決定を伴う義務的手続を、受け入れない。」(下線の強調は当裁判所による)

49. ロシア連邦は、1997年3月12日に海洋法条約を批准した際に、次のことを宣言した。

「国連海洋法条約298条の規定に基づき、ロシア連邦は、……<u>軍事的活動(政府の船舶及び航空機による軍事的活動を含む。)に関する紛争</u>並びに法の執行活動であって……主権的権利または管轄権の行使に係るものに関する紛争に関して、条約第15部第2節が規定する拘束力を有する決定を伴う手続きを、受け入れない。」(下線の強調は当裁判所による)

- 50. 両当事国の意見が異なるのは、海洋法条約298条1項(b)とこの規定に基づく両国の宣言の適用可能性についてである。ロシア連邦は、附属書四仲裁裁判所に付託された紛争は軍事的活動に関するものであり、したがって両国の宣言は本件紛争を附属書四仲裁裁判所の管轄権から除外する、と主張する。これに対し、ウクライナは、本件紛争は軍事的活動に関するものではなく法の執行活動に関するものであって、したがって両国の宣言は本件紛争を附属書四仲裁裁判所の管轄権から除外しない、と主張する。
- 51. ロシア連邦の主張によると、Nikopol号の艦内で見つかった「出帆準備のためのチェックリスト」から、このウクライナ軍艦3艦の任務はロシア領海への「無許可の『極秘』侵入」であった、という。この任務はロシア沿岸警備隊の軍人により阻止され、それに続いて、ウクライナ軍艦3艦が拿捕され艦内の軍人らの身柄が拘束された。軍艦と軍人の抑留は、2018年11月25日の事態の直接の結果であって、ロシアとウクライナの双方の軍人と軍事装備が関わるこれらの

事態の連鎖から切り離して考えることはできない。ロシア連邦は、「これは軍 事的活動に関する紛争であることは明らかである」、と主張する。

- 52. ロシア連邦は、「フィリピン対中国の事件において、仲裁裁判所は、『典型的な軍事的状況』を、『一方の側で軍隊が、他方の側で軍隊及び準軍隊の協同体が、互いに対峙して配置されている』という状況である、と述べた」、という。ロシア連邦の見解では、これは、まさに2018年11月25日の状況である。
- 53. ロシア連邦の主張によると、ウクライナは、本件請求の外で行った言明 (国連安全保障理事会で行ったものと事件後のロシア連邦との公式の連絡を含む。) で、この事態を軍事的活動に関するものと繰り返し性格づけていた、という。ロシア連邦は、「我が国は不法な武力行使(侵略行為を含む。) を行ってはいないが、いずれにせよこの事態が軍事的活動に関するものであることが共通の基礎であることは明らかである 、と付言する。
- 54. ロシア連邦は、ロシア連邦がこの事態を刑事法の執行問題として扱っているとするウクライナの主張に対し、「2018年11月25日の事態の後のロシアの行動は、この事態の軍事的性質に完全に合致している」、と主張する。
- 55. これに対し、ウクライナは、海洋法条約298条は軍事的活動と法の執行活動 を明確に区別しており、両者は相互に排他的な種類に区別される、という。
- 56. ウクライナによると、この軍事的活動例外(military activities exception)は2つの理由で本件事件において適用されない、という。第一に、南シナ海事件仲裁判決に言及して、この場合の例外は、問題となる行動を行った側の当事国がその行動を性質上非軍事的であると性格づける場合には、適用されない。ウクライナは、次のようにいう。

「ロシアは、ウクライナの請求の基礎を提供するロシアの行動は性質上軍事 的でないことを、繰り返しかつ一貫して述べている。特に、ロシアは、ウ クライナ軍艦の拿捕と抑留及びウクライナ軍人の拘禁と訴追は、国内法の 執行のみの問題である、と主張する。」

57. 第二に、ウクライナは、次のように述べる。

「軍事的活動例外は本件事件において適用されない。なぜなら、ロシア自身

による自国の活動の性格づけを別にしても、ウクライナは軍事的活動に関する紛争の解決を求めてはいないからである。ウクライナの請求は、軍事的活動を理由に海洋法条約違反を主張しているのではなく、ウクライナの請求は法執行の文脈におけるロシアの不法な管轄権行使を理由としている。」

- 58. これに関して、ウクライナは、ある紛争が軍艦に関わるものであるあるいは軍艦がそこに存在しているというだけの理由でその紛争は「軍事的活動に関する」紛争である、ということにはならない、という。ウクライナによると、重要なのは、船舶の種類ではなく、船舶が行う活動の種類である。多くの国は海上での法執行のため自国の軍隊と共に沿岸警備隊を用いていることに鑑みると、軍事的活動例外は軍艦が関わるすべての紛争に必ずしも適用されるものではない、という。
- 59. ウクライナの主張によると、ウクライナ軍艦は「ロシア軍と交戦していたわけではない」し、「互いに対峙して配置されていたわけでもない」。ウクライナ軍艦はその海域から離れようとしていたこと、及び、ロシア沿岸警備隊がロシア国内法違反としてウクライナ軍艦を拿捕しようと追跡していたことは、争われていない。ウクライナは、これは典型的な法執行措置である、という。
- 60. ウクライナは、この事態にロシア海軍が関与したにせよ武力行使があった にせよ、それだけで法執行活動を軍事的活動に変えることはないことを、強調 する。
- 61. ウクライナの主張によると、「これらウクライナ軍艦の任務は、Odesa港からアゾフ海の北海岸にあるBerdyansk港(いずれもウクライナの港である)に向けて航行することであり、これらの軍艦はBerdyansk港に常駐することとなっていた」、という。
- 62. ウクライナは、ウクライナ軍艦が「極秘侵入」を計画していたとするロシア連邦の主張に反論して、「軍艦に対するこの指示は、軍艦がOdesaからケルチ海峡に到着するまでの2日間にロシア政府船舶に対し不必要に刺激するような事態を避けるためである」、と主張する。「この指示を、軍艦の任務がケルチ海

【資料】国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件|2019年5月25日暫定措置命令

峡を秘密裏に通過することだと理解するのは、無理がある。ケルチ海峡の幅と 通航可能な航路を考えると、それは不可能な任務である」。ウクライナは、ま た、Berdyansk号の指揮官が3艦がケルチ海峡に進入することをロシア当局に伝 えていたことも、指摘する。

* *

- 63. さて、当裁判所が決定しなければならない問題は、附属書VII仲裁裁判所に付託された紛争が軍事的活動に関するものであるかどうか、である。ロシア連邦はこれは軍事的活動に関するものであると主張するのに対し、ウクライナはこの請求は「法執行の文脈におけるロシアの不法な管轄権行使」を理由とすると主張する。
- 64. 当裁判所の見解では、軍事的活動と法執行活動の区別は、当該活動を行うのが軍艦であるか法執行船舶であるのかにのみ基づくものではない。これは関連要素となりうるとしても、軍艦と法執行船舶の伝統的区別は、両者の役割に照らすと、今日では、かなりぼやけたものになっている。国が様々な海上任務を行うためこれら2種の船舶を協同して用いることは、今日では珍しいことではない。
- 65. また、軍事的活動と法執行活動の区別は、紛争当事国が当該活動をどう性格づけたかにのみ、基づくこともできない。これも関連要素となりうるし、特に一方の当事国が軍事的活動例外を援用する場合はそうである。しかし、この性格づけは、主観的であるし現実の行動と矛盾することもありうる。
- 66. 当裁判所の見解では、軍事的活動と法執行活動の区別は、それぞれの事案における関連事情を考慮して、主として、当該活動の性質の客観的な評価に基づかなければならない、と考える。
- 67. 附属書VII仲裁裁判所に付託された紛争は、海洋法条約32条、58条、95条及 び96条に基づくウクライナの権利の侵害に関わっており、ロシア連邦がウクライナの軍艦と同国の軍人を拿捕・身柄拘束し及び抑留しその後に彼ら軍人に対し刑事裁判権を行使したことから生じている、と主張されている。しかし、この紛争が海洋法条約298条1項(b)の定める軍事的活動に関するものであるかどう

かを判断するに当たり、当裁判所は、この拿捕・身柄拘束と抑留が行われる前の一連の事態を検討する必要がある。当裁判所の見解では、その事態が、この 拿捕・身柄拘束と抑留が行われたのが軍事的活動の文脈であるのか法執行活動 なのかを、解明することができる。

- 68. 当裁判所は、特に次の3つの事情がこれに関連すると考える。第一に、両当事国が提出した情報と証拠から、本件拿捕・身柄拘束に至った根本的な紛争はケルチ海峡におけるウクライナ軍艦の通航に関係するように思われる。当裁判所の見解では、一般論として、軍艦の通航それ自体が軍事的活動と同等のものであるとするのは、困難である。海洋法条約において、無害通航や通過通航といった通航制度は、すべての船舶に適用される。
- 69. 本件で問題とされている通航は、両当事国間で緊張が続いていた状況で行われたものであった。しかも、ロシア連邦の覚書によると、2018年11月25日の事態の前に、「ウクライナによる挑発と軍事的増強」があった。他方、ウクライナによると、ウクライナ軍艦は以前からケルチ海峡を通航していた。「他のウクライナ軍艦は、ちょうど2ヵ月前の直近の2018年9月に、同様の通航を遂行し終えている」、という。
- 70. 当裁判所の見解では、裁判所に提出された証拠から、ロシア連邦が主張するようなウクライナ軍艦による「無許可の『極秘侵入』」は、本件事件の状況 (上記62項で述べた状況を含む。) ではありそうにない、と考える。
- 71. 第二に、2018年11月25日の事態が生じた原因は、ロシア連邦がウクライナ 軍艦によるケルチ海峡への進入を拒絶し、それにも関わらずウクライナ軍艦が 通航しようとしたことである。ロシア連邦の覚書によると、この通航が拒絶さ れたのは2つの理由による。1つは、ウクライナ軍艦が「2015年規則の規定する 関連手続」に従わなかったこと、もう1つは、「最近の嵐の後の安全確保」のた め、軍艦の無害通航権を一時的に停止したこと、である。ウクライナ軍艦が、 アゾフ海とケルチ海峡の利用における協力に関するロシア連邦とウクライナの 間の2003年条約に基づく航行の自由の権利を援用して進入する意図があること を、Berdyansk号の指揮官が通告したことについては、争いない。また、ウクラ

イナ軍艦が進入した際、ロシア沿岸警備隊により物理的に進入が阻止されたことも、争いない。ウクライナ軍艦は停泊地付近で待機するよう命じられ、移動が制限された。同軍艦は、その場所で約8時間留め置かれた。

- 72. こういった事実が示すように、この紛争の中核は、ケルチ海峡における通 航制度について両国で解釈が異なるという点である。当裁判所の見解では、こ のような紛争は性質上軍事的ではない。
- 73. 第三に、ロシア連邦が実力(force)を行使したのは船舶拿捕の過程においてであることに、争いない。これに関して、当裁判所は、この実力が用いられた文脈が特に関連がある、と考える。両国が提出した事実は、この点に違いがない。ウクライナ軍艦は、約8時間留め置かれた後、この海峡を通航することを断念し、向きを変え、その場所から離れた。ロシア沿岸警備隊は、ウクライナ軍艦に対し停船を命令し、軍艦がその命令を無視し航行を続けたところ、追跡し始めた。この時にそしてこの文脈において、ロシア沿岸警備隊が実力を行使した。まずは威嚇射撃を行い、次に標的射撃を行っている。軍艦のうち1艦が損傷し、複数の軍人が負傷し、軍艦は停船し拿捕された。
- 74. 当裁判所の見解では、上述の一連の事態に鑑みると、生じたのは、軍事的活動ではなく法執行活動の文脈での実力の行使であるように、思われる。
- **75.** 2018年11月25日の事態についての上述の状況は、ロシア連邦によるウクライナ軍艦の拿捕と抑留は法執行活動の文脈で行われたことを、示している。
- 76. 軍人たちに対するその後の手続きと起訴は、ロシア連邦の活動の性質が法の執行であることを、一層支持する。軍人たちは、ロシア国境を違法に横断した罪で起訴されており、他方、ロシア連邦は、ウクライナ軍艦の抑留を正当化する根拠として、海洋法条約30条「軍艦による沿岸国の法令の違反」を援用している。
- 77. したがって、当裁判所は、当裁判所が得た情報と証拠に基づき、海洋法条約298条1項(b)は本件事件において一応適用されない、と考える。

(3) 海洋法条約283条

- **78.** 次に、意見の交換に関する海洋法条約283条における要件が満たされているかどうかの検討に移る。
- 79. 海洋法条約283条1項は、次のように規定する。
 - 「この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生ずる場合には、紛争 当事者は、交渉その他の平和的手段による紛争の解決について速やかに意 見の交換を行う。」
- 80. ウクライナは、「交渉その他の平和的手段による紛争の解決についてロシア連邦と意見を交換するため、合理的かつ速やかに行動した」、と主張する。ウクライナによると、外交的手段及び司法的手段を通じて行われた、抑留されている軍艦と軍人の釈放を確保するためのすべての試みは、失敗に終わった、という。
- 81. この文脈において、ウクライナは、2019年3月15日にロシア連邦に送付した口上書について、当裁判所の注意を促した。ウクライナは、この口上書において、海洋法条約283条に基づき、「ロシア連邦は、交渉その他の平和的手段によるこの紛争の解決について速やかに意見の交換を行う」よう、要求した。また、ウクライナは、この口上書において、「ロシア連邦は、この紛争を解決するための適当な手段について直ちに意見を表明し、10日以内にウクライナとこの問題について協議を行う」よう、要請した。
- 82. ウクライナは、2019年3月19日にロシア連邦から口上書を受け取ったという。この口上書は、ウクライナの口上書を受け取ったことを述べつつ、「[ウクライナの]口上書で提起された問題についてのロシアの所見は、別途送付する予定である」と記していた、という。ウクライナの主張によると、この口上書は、「ロシアが最終的に意見の交換に参加することに同意したのかどうか、いつこれを行うのか、全く不明である」。また、ウクライナがこの口上書を受け取った際、同国は、「会合開催の要請について 数週間後に ロシアが同意するつもりなのか予測できず、これ以上交渉を求めても結果が伴わないであろうと考える権利を有する」。更に、10日間の期限は、事態の緊急性に照らすと「恣意的」とはいえない。更にまた、ウクライナは、本件裁判を無期限に延期

【資料】国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件」2019年5月25日暫定措置命令

- し、自国の権利への害を許容しなければならないことはない。ウクライナの見解では、以上から、意見交換の義務は仲裁裁判の開始前の2019年3月25日に満たされた、という。
- 83. ウクライナは、また、「国際海洋法裁判所が両当事国はまだ3月25日以降も 意見交換の義務を有すると考えたとしても、……4月23日に行われたウクライナ とロシアの意見交換が283条の要件を満たしている | 、と述べる。
- 84. これに対し、ロシア連邦は、「海洋法条約283条1項は、満たされていない」、と主張する。ウクライナは、恣意的に「10日以内」という期限を課した。また、ロシア連邦は、10日以内に、つまり2019年3月25日に書面による回答を提出している、という。
- 85. ロシア連邦によると、2019年4月16日に、海洋法条約283条に基づきウクライナと協議を行うことに同意した。しかし、ウクライナは、2019年4月23日の協議に有意義には参加しなかった。ロシア連邦は、「平和的な手段でこの紛争を解決するための対話を継続したかったが、ウクライナはこのような方法に関心がないと宣言し暫定措置の審理を強行することを選択した」、という。

* *

- 86. さて、2019年3月15日の口上書で、ウクライナは明らかに、抑留された軍艦と軍人の免除に関する紛争を解決するための手段について、期限を区切って、ロシア連邦と意見交換する意向を表明していた。この口上書で示された10日間の期限は、速やかに意見の交換を行うべき義務に鑑みると、「恣意的である」とは言いえない。当裁判所の見解では、ウクライナにより提起された問題についてのロシアの所見は「別途送付する予定である」とした2019年3月25日のロシア連邦の回答は、ウクライナに、この状況で合理的に考えて、合意に到達する可能性が尽きたと結論づけさせるものであった。
- **87.** この点に関して想起されるように、「紛争当事国の一方が合意に到達する可能性が尽きたと結論づけたときには、その国は意見交換を継続するよう義務づけられない」(MOX工場事件(アイルランド対英国)、暫定措置命令、2001年12月3日、*ITLOS Reports 2001*, p. 95, at p. 107, para. 60; ARAリベルダー

西南学院大学法学論集 第54巻第1号(2021年10月)

ド号事件(アルゼンチン対ガーナ)、暫定措置命令、2012年12月15日、*ITLOS Reports 2012*, p. 332, at p. 345, para. 71; アークティック・サンライズ号事件(オランダ対ロシア連邦)、暫定措置命令、2013年11月22日、*ITLOS Reports 2013*, p. 230, at p. 248, para. 76)。

- 88. また、「速やかに意見を交換する義務は、両紛争当事者に等しく適用される」(ノースター号事件(パナマ対イタリア)、先決的抗弁判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at p. 91, para. 213)ことも、想起される。
- 89. したがって、当裁判所の見解では、これらの考慮は、裁判のこの段階では、283条の要件がウクライナが仲裁裁判手続を開始した時に満たされていたと認定するに十分である。

* * *

90. 以上より、当裁判所は、附属書VII仲裁裁判所は付託された紛争に対し管轄権を一応有する、と結論づける。

Ⅱ. 事態の緊急性

(1) 要請国が主張する権利が存在する見込み

- 91. 当裁判所が、海洋法条約290条5項に基づき暫定措置を指示する権限の目的は、附属書VII仲裁裁判所が構成され始動するまでの間、暫定措置を要請する当事国が主張する権利を保全すること、である。したがって、当裁判所は、暫定措置を指示するに当たり、ウクライナが保護するよう求めている権利が少なくとも存在する見込みがある(plausible)ことを、確認しなくてはならない(エンリカ・レクシー号事件(イタリア対インド)、暫定措置命令、2015年8月24日、ITLOS Reports 2015, p. 182, at p. 197, para. 84; 大西洋海洋境界画定事件(ガーナ/コートジボワール)、暫定措置命令、2015年4月25日、ITLOS Reports 2015, p. 146, at p. 158, para. 58)。
- 92. ウクライナの主張によると、Berdyansk号とNikopol号はウクライナ海軍の

【資料】国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件」2019年5月25日暫定措置命令

軍艦であり、軍艦旗を掲げ、ウクライナ政府により適切に授権された士官の指揮下にあり、かつ、ウクライナ海軍の正規の規律下にある乗組員が配置されている。そして、これら2艦は、海洋法条約29条の意味における軍艦である。また、Yani Kapu号は、海軍の補助艦艇であり、海洋法条約32条と96条及び一般国際法に基づき等しく免除の権利を有する、という。

93. ウクライナは、次のように述べる。

「海洋法条約95条と96条は、軍艦と『国が所有し又は運航する船舶で政府の 非商業的役務にのみ使用されるもの』 - 海軍の補助艦艇はその古典的例で ある - は、『旗国以外のいずれの国の管轄権からも完全に免除される』、 と規定する。58条は、95条と96条に基づく免除の適用を、排他的経済水域 に拡張する。32条と慣習国際法は、領海において同じ免除を保証する。」 ウクライナは、また、海洋法条約が規定する免除は軍艦と海軍補助艦艇だけで なくその乗組員も保護する、と主張する。

94. ウクライナの主張によると、「ウクライナの船舶と軍人に与えられる免除は、すべての形態の拿捕・身柄拘束と抑留から船舶及び軍人を免除し、第三国がその船舶に乗船することを不法とするものであり、そうでないと『その任務の遂行』を妨げることになる」。また、「ロシア連邦は、ウクライナの軍艦と軍人を抑留し及び抑留し続けることにより、海洋法条約と慣習国際法が与える免除に違反している」、という。

* *

- 95. さて、当裁判所が裁判のこの段階で求められていることは、ウクライナが主張する権利が存在するかどうかを確定的に判断することではなく、その権利が存在する見込みがあるかどうかを決定することだけである(エンリカ・レクシー号事件(イタリア対インド)、暫定措置命令、2015年8月24日、*ITLOS Reports 2015*, p. 182, at p. 197, para. 84を見よ)。
- 96. ウクライナが主張する権利は、海洋法条約と一般国際法に基づく軍艦と海 軍補助艦艇及び艦内の軍人の免除の権利である。
- 97. 当裁判所の見解では、Berdyansk号とNikopol号は海洋法条約29条の意味に

おける軍艦であり、Yani Kapuは同条約96条が言及する、国が所有しまたは運航する船舶で政府の非商業的役務にのみ使用されるものである。当裁判所は、同条約32条、58条、95条及び96条に基づきウクライナが主張する権利はこの状況において存在する見込みがある、と考える。

- 98. また、これらの船舶内の24人の軍人は、ウクライナの軍事要員と保安要員である。彼らの免除の性質と範囲は今後吟味が必要であるにせよ、当裁判所は、ウクライナが主張する24人の軍人の免除の権利は存在する見込みがある、と考える。
- 99. したがって、当裁判所の見解では、ウクライナが本件紛争において保護を 求める権利は存在する見込みがある。

(2) 回復不可能な被害の現実のかつ差し迫った危険

- 100. 海洋法条約290条5項に基づき、当裁判所は、事態の緊急性により必要と認める場合には、暫定措置を定めることができる。したがって、当裁判所は、附属書VII仲裁裁判所が構成され始動するまでの間に回復不可能な被害が紛争当事者の権利に引き起こされる現実のかつ差し迫った危険(a real and imminent risk)があると判断しない限り、暫定措置を指示することができない(エンリカ・レクシー号事件(イタリア対インド)、暫定措置命令、2015年8月24日、ITLOS Reports 2015, p. 182, at p. 197, para. 87を見よ)。したがって、当裁判所は、紛争当事者の権利に回復不可能な被害の危険があるかどうか、及びその危険が現実のかつ差し迫ったものであるかどうか、を判断しなければならない。
- 101. ウクライナは、要請する暫定措置は、自国の軍艦と軍人が抑留され続けていることにより生じる深刻かつ回復不可能な被害から自国の権利を保護するために必要である、と主張する。
- 102. ウクライナによると、軍艦とその乗組員の抑留は、旗国の威厳と主権を 侵害し、重要な公務の遂行に介入する危険を生じさせる。このことは、「旗国 の権利に対する回復不可能な被害の重大な脅威」を引き起こしている。ロシア

- は、「高度な機密に関わる機器(船舶と船舶に対する指揮命令の間の安全な通信を確保するための計器、兵器及び機器を含む。)」に接近しようとしているが、このような機器は、「ウクライナの防衛に決定的に重要」であるため、ロシアの行動はウクライナに深刻な被害を引き起こすこととなる。また、これらの船舶に必要な保守管理を行うことができないことは一層の回復不可能な被害の危険を引き起こすが、特に「これらの船舶が、今後もしばらくは公的な目的で利用できないあるいは恒久的に利用できなくなる恐れがある」。そして、ウクライナは、軍人の抑留は、ウクライナの主権免除の侵害が更に継続することとなり、軍人個人の権利に回復不可能な被害を与える、と主張する。
- **103.** ウクライナの見解によると、このような性質の被害は後の損害賠償判決によってでは救済され得ない、という。
- 104. ウクライナは、回復不可能な被害の危険が存在しているだけではなく、この危険は現実的かつ差し迫っている、と主張する。ウクライナの船舶と軍人に生じた被害は、日を追うに連れ悪化しており、状況を「異常に緊急な」ものとしている、という。
- 105. ウクライナの主張によると、「暫定措置の緊急な必要は、本件事件の実際的及び人道的な考慮により、一層強められている」。暫定措置は、附属書切仲裁裁判所が構成され会合を開き審理を行うまで、何ヵ月も待つことはできない。軍人たちは、すでに5ヵ月もの間ロシアの拘禁施設に収容されていて、今後裁判を受け最大で6年もの長期間の拘禁の可能性がある、という。
- 106. ウクライナは、回復不可能な被害あるいは回復不可能な結果が「現に存在している場合、つまり、これらがすでに進行していてただ単に差し迫っている状況ではない場合」は緊急性は「疑いの余地がない」、と主張する。
- 107. これに対し、ロシア連邦は、海洋法条約290条5項に基づき必要とされる緊急性はない、と主張する。緊急性の規準は、附属書VII仲裁裁判所が構成されるまでの期間に照らして評価しなくてはならない。ウクライナの請求は緊急ではない、なぜならウクライナは、事態が発生してから4ヵ月待って、海洋法裁判所から「暫定的な救済」を求めようとしているためだ、という。

108. また、ロシア連邦は、ウクライナはすでに欧州人権裁判所において「暫定的救済」を得ていることにも、言及した。すなわち、ウクライナは欧州裁判所に提出した最初の請求訴状で、ウクライナ軍人たちへの医療支援の提供を求めた。ロシア連邦によると、ロシアは欧州裁判所が命じた「暫定的救済」を遵守している、という。なお、ロシア連邦は、その後ウクライナは欧州人権裁判所に対し軍人たちをウクライナに移送するよう求めたがその要請は退けられた、という。

109. これに対して、ウクライナは、欧州人権裁判所が命じた措置は、ウクライナ軍人の抑留の条件に関係する、という。ウクライナが本件裁判で主張している緊急性の根拠は、抑留されている軍人の苦難が長期化していることであるが、欧州人権裁判所の措置はこれと「何ら関係がない」、と主張する。

* *

- 110. さて、当裁判所は、ARAリベルタード号事件暫定措置命令(アルゼンチン対ガーナ)、暫定措置命令、2012年12月15日、ITLOS Reports 2012, p. 332, at p. 348, para. 94)において、海洋法条約29条が定義する軍艦は、「その国の旗を掲げて航行する国の主権を表示するものである」、と述べた。この現実が反映されているのが、海洋法条約と一般国際法に基づき軍艦が享有する免除である。軍艦の免除に影響を及ぼすいかなる行動も、国の威厳と主権への深刻な被害を引き起こし、その国の安全を害する可能性がある。
- 111. 当裁判所の見解では、附属書団仲裁裁判所がウクライナの軍艦とその軍人の免除についてウクライナが主張する権利がウクライナに属すると判示したとき、ロシア連邦がとった行動は、これらの権利を回復できないほどに害する可能性がある。また、当裁判所は、回復不可能な被害の危険は本件事件の状況において現実のものでありかつ進行中である、と認定する。
- **112.** 更にまた、ウクライナの軍人の自由を剥奪し続けていることは、人道的懸念を引き起こしている。
- 113. 上述の状況の深刻さに鑑み、当裁判所は、附属書VII仲裁裁判所が構成され 始動するまでの間、ウクライナの権利に対する回復不可能な被害の現実のかつ

【資料】国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件」2019年5月25日暫定措置命令差し迫った危険がある、と認定する。したがって、当裁判所は、海洋法条約290条5項に基づき、事態の緊急性により暫定措置の指示が必要である、と認める。

Ⅲ. 指示されるべき暫定措置

- 114. 海洋法条約290条5項における暫定措置指示の要件が満たされたので、当裁判所は、同条約290条1項の定める「紛争当事者のそれぞれの権利を保全・・・・・するため、状況に応じて適当と認める暫定措置」を、指示することができる。
- 115. この点について、ITLOS規則89条5項に基づき、当裁判所は、要請された 措置とは一部または全部が異なる措置を、指示することができる。
- 116. ウクライナは、当裁判所に対し、ロシア連邦に次のことを迅速に行うよう 義務づける暫定措置を指示するよう、要請した。すなわち、ウクライナ軍艦を釈 放しウクライナの管理に返還すること、抑留されている24人のウクライナ軍人に 対する刑事手続を停止し新たな手続きを開始することを差し控えること、及び、 彼らウクライナ軍人を釈放し彼らにウクライナへの帰還を許すこと、である。
- 117. 他方、ロシア連邦は、ウクライナの3軍艦と軍人が釈放されると、ロシアの管轄権に服さなくなるため、軍艦及び軍人に対する権利の行使の可能性が奪われることになる、と主張する。また、ロシア連邦は、ウクライナはその暫定措置要請において本案で求めているものと同じ救済つまり本案を先取りした判断を求めている、と主張する。
- 118. さて、当裁判所は、ウクライナが要請する措置を検討したので、本件事件の状況において、ウクライナが主張する権利を保全するため、ウクライナの3軍艦と抑留されている24人のウクライナ軍人を釈放し、当該軍艦と軍人がウクライナに帰還することを許すよう、ロシア連邦に義務づける暫定措置を指示することが適当である、と考える。
- 119. 当裁判所は、ロシア連邦に対し、抑留されている24人のウクライナ軍人に 対する刑事手続を停止し及び別の新たな手続きを開始することを差し控えるよ う義務づけることが必要であるとは、考えない。

西南学院大学法学論集 第54巻第1号(2021年10月)

- 120. ただし、当裁判所は、両当事国に対し、附属書\Ⅲ仲裁裁判所に付託された 紛争を悪化させまたは拡大させるようないかなる行動も差し控えるよう命じる ことが適当である、と考える。
- 121. ITLOS規則95条1項に基づき、両当事国は、指示された暫定措置の遵守に関する報告書と情報を当裁判所に対し提出するよう要請されるものとする。当裁判所の見解では、附属書四仲裁裁判所が別段の決定を行わない限り、両国が同仲裁裁判所にも報告書を提出することは、海洋法条約290条5項の裁判手続の目的に合致する、と考える。したがって、当裁判所が、暫定措置の実施について両国から更に情報を要請する必要がありうることから、当裁判所長に、ITLOS規則95条2項に基づきかかる情報を要請する権限を与えることが適当である。
- 122. 裁判所長命令は、附属書VII仲裁裁判所が本件事件の本案を審理する管轄権の問題とウクライナの請求の受理可能性に関する問題及び本案それ自体に関する問題について先取りして判断してはならないし、これらの問題に関する主張を提出するウクライナとロシア連邦の権利に影響を及ぼしてはならない。
- 123. 当裁判所は、一方の当事者が出廷しない場合でもその当事者は裁判の当事者であり(核実験事件(オーストラリア対フランス)、仮保全措置命令、1973年6月22日、*ICJ Reports 1973*, p. 99, at pp. 103-104, para. 24; アークティック・サンライズ号事件(オランダ王国対ロシア連邦)、暫定措置命令、2013年11月22日、*ITLOS Reports 2013*, p. 230, at p, 242, para. 51)、この暫定措置命令が指示する権利及び義務(海洋法条約290条の規定に基づいて定められた暫定措置に速やかに従う義務を含む。)を有することを、再確認する。

Ⅳ. 主文

124. 以上の理由で、

当裁判所は、

【資料】国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件」2019年5月25日暫定措置命令

- (1) 附属書VII仲裁裁判所による決定がなされるまでの間、海洋法条約290条5項 に基づき次の内容の暫定措置を指示する。
- (a) 賛成19、反対1で、

ロシア連邦は、ウクライナ軍艦Berdyansk号、Nikopol号及びYani Kapu号を直ちに釈放し、これらの軍艦をウクライナの管理に返還しなければならない。

賛成:PAIK所長;ATTARD次長;JESUS、COT、LUCKY、PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、BOUGUETAIA、KELLY、KULYK、GÓMEZ-ROBLEDO、HEIDAR、CABELLO、CHADHA、KITTICHAISAREE、LIJNZAAD各裁判官

反対: KOLODKIN裁判官

(b) 賛成19、反対1で、

ロシア連邦は、抑留されているウクライナの24人の軍人を直ちに釈放し、彼 らがウクライナに帰還することを許さなければならない。

賛成:PAIK所長;ATTARD次長;JESUS、COT、LUCKY、PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、BOUGUETAIA、KELLY、KULYK、GÓMEZ-ROBLEDO、HEIDAR、CABELLO、CHADHA、KITTICHAISAREE、LIJNZAAD各裁判官

反対: KOLODKIN裁判官

(c) 賛成19、反対1で、

ウクライナとロシア連邦は、附属書VII仲裁裁判所に付託された紛争を悪化させまたは拡大させるような行動を差し控えなければならない。

賛成:PAIK所長;ATTARD次長;JESUS、COT、LUCKY、PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、BOUGUETAIA、KELLY、

西南学院大学法学論集 第54巻第1号(2021年10月)

KULYK、GÓMEZ-ROBLEDO、HEIDAR、CABELLO、CHADHA、 KITTICHAISAREE、LLINZAAD各裁判官

反対: KOLODKIN裁判官

(2) 賛成19、反対1で、

ウクライナとロシア連邦はそれぞれ2019年6月25日までに本命令**121**項で言及 した最初の報告書を当裁判所に提出しなければならないことを決定し、また、 当裁判所長にその報告書の提出の後に適当と考える2回目以降の報告書と情報を 要請する権限を与える。

贊成:PAIK所長;ATTARD次長;JESUS、COT、LUCKY、PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、BOUGUETAIA、KELLY、KULYK、GÓMEZ-ROBLEDO、HEIDAR、CABELLO、CHADHA、KITTICHAISAREE、LLINZAAD各裁判官

反対: KOLODKIN裁判官

本暫定措置命令は、2019年5月25日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれウクライナ政府とロシア連邦政府に送付する。

(Jin-Hyun PAIK国際海洋法裁判所長の署名) (Philippe GAUTIER国際海洋法裁判所書記の署名)

(Kittichaisaree及びLijnzaad各裁判官が、当裁判所のこの暫定措置命令に宣言を付した。Jesus、Lucky、Gao各裁判官が、当裁判所のこの暫定措置命令に個別意

【資料】国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件」2019年5月25日暫定措置命令

見を付した。Kolodkin裁判官が、当裁判所のこの暫定措置命令に反対意見を付した。)

Kolodkin裁判官の反対意見

- 1. 以下に説明する理由で、私は、国連海洋法条約298条1項(b)は本件事件において一応適用されず⁴⁾、ウクライナ(以下「要請国」とする。)により開始された附属書団仲裁裁判所はウクライナが付託した紛争に対し管轄権を一応有する⁵⁾とした国際海洋法裁判所に、賛同することはできない。私の見解では、この仲裁裁判所はこの紛争を審理する管轄権を一応欠いている、なぜなら、同条約298条1項(b)が規定する「軍事的活動例外」が本件事件において一応適用されるためである。したがって、当裁判所は暫定措置を指示する立場にない。
- 2. ロシア連邦は、海洋法条約に拘束されることについての同意を表明した際に、「国連海洋法条約298条の規定に基づき、ロシア連邦(以下「被告」とする。)は、……軍事的活動(政府の船舶及び航空機による軍事的活動を含む。)に関する紛争並びに法の執行活動であって……主権的権利または管轄権の行使に係るものに関する紛争に関して、条約第15部第2節が規定する拘束力を有する決定を伴う手続きを、受け入れない」、と宣言した。要請国も、本質的に同じ宣言を行っている⁶。
- 3. 要請国は、298条に基づく両当事国の宣言に留意しつつ、この条項が定める 義務的紛争解決手続に対する制限は本件紛争に関係しない、という^つ。要請国 は、この見解を口頭手続において発展させた。特に、要請国は、当裁判所に提 起したこの紛争は客観的に見て軍事的活動に関するものでないこと、及び、同

⁴⁾ Kolodkin裁判官反対意見脚注1:本暫定措置命令77項。

⁵⁾ 脚注2:同上命令90項。

⁶⁾ 脚注3:同上命令48項、49項。

⁷⁾ 脚注4:国連海洋法条約290条5項に基づく暫定措置指示についてのウクライナの 要請書(2019年4月16日) 18項。

国が申し立てている行為は [その制限が適用されるためには] 軍事的行為でなければならないが、本件事件ではそういった行為とはいえず法執行の文脈における国内管轄権の行使を伴う行為である、と述べる⁸⁾。要請国の主張によると、同国の請求は、軍艦と乗組員の拿捕・身柄拘束と抑留 — これらの船舶は要請国⁹⁾の管轄権からの免除を有するにも関わらず行われた— に関係するものであり、これらの主張は軍事的性質を有する活動には関係していない、という¹⁰⁾。

- 4. 私の見るところ、被告は、少なくとも直接的には、本件紛争が船舶と軍人の 抑留に関するものでもその管轄権からの免除に関するものでもない、とは主張 していない。被告は、自身の宣言に言及した上で、「本件紛争は軍事的活動に 関するものであって附属書四仲裁裁判所の管轄権から明らかに排除される」、と主張している¹¹⁾。
- 5. つまり、当裁判所が述べたように、両国は、海洋法条約298条1項(b)とこの 規定に基づく両国の宣言の適用可能性について、意見が異なっている¹²⁾。
- 6. 当裁判所は、国が様々な海上任務を行うためこれら軍艦と法執行船舶を協同して用いることは今日では珍しいことではない、軍事的活動と法執行活動の区別は紛争当事国が当該活動をどう性格づけたかにのみ基づくことはできない、軍事的活動と法執行活動の区別はそれぞれの事案における関連事情を考慮して主として当該活動の性質の客観的な評価に基づかなければならない、という¹³⁾。また、当裁判所は、仲裁裁判所に付託された紛争が条約298条1項(b)における軍事的活動に関するものであるかどうかを判断するに当たっては、この拿捕・身柄拘束と抑留が行われる前の一連の事態を検討する必要がある、とも述

⁸⁾ 脚注5:ITLOS/PV.19/C26/1, pp. 18-19.

⁹⁾ 訳者注:原文は「要請国」 (Applicant) (仏語テキストも同じ) であるが、これでは意味が通らない。「被告」の誤りであろう。

¹⁰⁾ Kolodkin裁判官反対意見脚注6:同上(脚注5に同じ)。

¹¹⁾ 脚注7:2019年5月7日付ロシア連邦政府覚書26~27項。

¹²⁾ 脚注8:本暫定措置命令50項。

¹³⁾ 脚注9:同上命令64~66項。

【資料】国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件」2019年5月25日暫定措置命令 べている¹⁴。私はこの考えに同意する。

- 7. しかしながら、私は、裁判所の解釈と本件状況の法的評価を支持できない し、また、裁判所が298条1項(b)における「軍事的活動例外」を本件紛争に適用 しないとした法的理由づけも、支持できない。
- 8. 特に私が同意できないのは、裁判所が、「一般論として、軍艦の通航それ自体が軍事的活動と同等のものであるとするのは、困難である」¹⁵⁾、とした点である。裁判所は、要請国の軍艦はケルチ海峡を通過しようとした際は軍事的活動を行ってはいないとは直接に述べてはいないが、本暫定措置命令68~70項から、そのように考えているように思われる。私は、これを受け入れない。また、裁判所は、「この紛争の中核は、ケルチ海峡における通航制度について両国で解釈が異なるという点である」¹⁶⁾、「生じたのは、軍事的活動ではなく法執行活動の文脈での実力の行使であるように、思われる」¹⁷⁾、と述べたが、私はこれにも同意しない。

* * *

9. 私は、軍艦の海上での航行活動は、本質的にあるいは少なくとも表面上は軍事的である、と考える。例えば、軍艦が公海でまたは排他的経済水域で航行の自由を行使しているとき、これは通常は軍事的活動とみなされるべきものである。同じことは、一定の海域における軍艦の通航にもいえる。特定の状況における特別の状況でのみ、異なる結論になることはあろう。私の考えでは、このことは、海洋法条約298条1項(b)における「軍事的活動例外」についても適用される。

* * *

10. 2018年11月25日の事態は、両国により行われた軍事的活動に関わるものである。

¹⁴⁾ 脚注10:同上命令67項。

¹⁵⁾ 脚注11:同上命令68項。

¹⁶⁾ 脚注12:同上命令72項。

¹⁷⁾ 脚注13:同上命令74項。

- 11. よく知られているように、この事態の随分前から、要請国は、被告との間の状況を武力紛争として公式に性格づけ始めた(事態後も武力紛争であると言い続けた)。要請国は、被告を要請国に対し「侵略」を行ったと公式に批判したし、今もそうしている。つまり、要請国は、「敵の」沿岸警備隊と軍隊により支配されている水域を通航するため、自国の軍艦を意図的に派遣したのである。
- 12. ケルチ海峡の通過を計画していた砲艦Nikopol号の艦内にあった「出帆準備のためのチェックリスト」 ¹⁸⁾も、このことを語っている。要請国が提出した宣言において、Tarasov海軍司令官は、この「チェックリスト」が公式の命令であることを否定しながら、同時にこれを「文書(document)」であると述べている ¹⁹⁾。
- 13. この「チェックリスト」は、ケルチ海峡を通ってBerdyansk港に向かうウクライナ軍艦の出発準備をしているときに要請国の海軍が作成したものであるのは明らかであるが、特に、同軍艦が完遂すべき任務の目的と手段を記している。要請国は、この「チェックリスト」が自国の海軍が作成した文書であることもまたその内容についても争っておらず、むしろ口頭手続において自らこれに言及している²⁰⁾。
- 14. この「チェックリスト」は、特に次のことを明記している、
 - ・これは、「戦術的砲艦第5群」(軍事部隊の1つで、本件では、小型砲艦 Berdyansk号とNikopol号で構成される)の任務である。
 - ・任務中は、この第5群は「ケルチ海峡に隠密に接近し通過することに専念」 しなければならない(このことは「チェックリスト」に2度記されている)。
 - ・11月23日朝より、「行動と通過」のための準備を開始しなければならない (通過だけのためではない)。

¹⁸⁾ 脚注14:本件暫定措置要請書附属書F追補A、小型砲艦Nikopol号の出発準備の ためのチェックリスト(2018年11月23日9時から2018年11月25日18時まで)。

¹⁹⁾ 脚注15:同上要請書附属書Fの9項。

²⁰⁾ 脚注16: ITLOS/PV.19/C26/1, p. 8.

【資料】国際海洋法裁判所「ウクライナ軍艦抑留事件」2019年5月25日暫定措置命令

- ・Berdyansk港に到着したら、軍艦は「アゾフ海での軍事作戦の舞台の状況を 安定化させる任務の遂行に備え」なければならない。
- ・最後に、この任務に先立って行うべき主な任務または主な任務の1つは、 「与えられた任務のために主な戦闘訓練業務を完遂する」ことである²¹⁾。
- 15. 「戦術的砲艦第5群」が被告の航行行政機関に、補助艦艇である曳航艇Yani Kapu号と共にケルチ海峡を通過する意思を通告したのは、11月25日5時35分で あった。つまり、被告の国境警備隊が無線連絡をしその意思を尋ねてから8時 間後のことである²²⁾。その後、この砲艦と曳航艇は、ケルチ海峡付近で数時間 作戦行動をとり、被告の沿岸警備隊の停船の試みを無視し、進入が阻止される まで続けられた。しかし、その後、要請国の海軍群はその封鎖を破ろうとし、 被告が言及した適用規則を無視し、また被告の沿岸警備隊の停船要請を無視し た23)。被告の船舶が射撃してようやく、要請国軍艦が、被告の沿岸警備隊によ り(Berdvansk号とYani Kapu号)及び軍隊により(Nikopol号)、停船された。 16. 私の見るところ、本件事件における要請国海軍の任務と活動が一応は軍事 的であることは、上記事実から明らかである。私には、これが意図して行った が完遂しなかった通常の通航である、とは思えない。仮にこれが通常の通航と みなされるとしても、その通航は軍艦が意図して行ったという事実は、特にそ の通航の目的、通航準備の詳細及び意図的にかつ完遂しようとした方法とを合 わせて考慮すると、その活動が軍事的性格を有していることを証明している。 17. 私には、両当事国の訴答書面からは、通航を被告の国内規則に基づき被 告が否認したにも関わらず、「この紛争の中核は、ケルチ海峡における通航制

度について、両国で解釈が異なるという点である。」という見解を支持する

²¹⁾ 脚注17:同上3~5項。(訳者注:これは脚注15の要請書附属書Fを指すと思われる。なお、ウクライナの暫定措置要請書は附属書Eまでの資料名のリストが記載されているのみで、附属書FはITLOSウェブサイトに掲載されていないため、内容を確認することができなかった。いずれ公刊されるITLOS Pleadings 2019には、内容を含め掲載されるものと思われる)

²²⁾ 脚注18:ロシア覚書12~13項。

²³⁾ 脚注19:同上覚書14~17項。

ようなものは、ほとんどないように思われる。私の見るところ、本件事件において、要請国は、少なくともこの暫定措置裁判の段階では、この海峡における通航制度を争ってはいない。この通航制度は、何よりも、ロシア連邦とウクライナの間のアゾフ海及びケルチ海峡の利用における協力に関する2003年の条約に基づいている(また、両国はこの点について意見の不一致はないと思われる)。要請国が主張していることは、海洋法条約32条、58条、95条及び96条に基づく海軍船舶の免除という限定された問題のみである。両国とも、要請国の軍艦によるケルチ海峡の通航を被告が拒絶したことの適法性の問題が本件紛争の中心にあるあるいは紛争の背景であるとは、主張していないのである。

18. この事態における被告の行動に関する要請国の公式の立場は、何ヵ月もの間変わらなかった。当初から、要請国は、被告の行動を侵略行為と武力行使であると性格づけていた²⁴⁾。要請国は、そのように認識したため、この事態に関わった被告の沿岸警備隊の行動と軍隊の行動を区別しなかったのである。このことは、ケルチ海峡の事態が生じるずっと前に要請国が表明した公式の立場に、合致する。要請国の考えでは、要請国は被告と武力紛争を行っているのであり、11月25日に生じたことはこの紛争の新たな出来事に過ぎない。したがって、何ヵ月もの間、要請国は、同国が捕虜とみなしている抑留されている軍人への人道法と人権法の適用を主張したが、海洋法条約に基づく免除は主張していなかった²⁵⁾。要請国が当裁判所に提出した書類では、要請国側が被告の国内裁判所で要請国の軍人のための防禦として主張したのは、彼ら軍人は「武力紛争の際に」「11月25日に生じた特定の国境事態」において要請国²⁶⁾により捕らえられたのである、つまり彼らは捕虜である、ということであって、免除を主張してはいないのである²⁷⁾。

²⁴⁾ 脚注20:同上覚書32項。

²⁵⁾ 脚注21:同上。

²⁶⁾ 訳者注: 「被告」の誤りであろう。

²⁷⁾ 脚注22:要請書附属書G追補A, p. 5.

- 19. しかしながら、要請国は、当裁判所での手続きでは、被告の行動は法執行の行動であって、被告自身「この事態を刑事法の執行の問題として扱っている」と言い、当該軍人たちは「文民裁判所(civilian courts)」で訴追されている、と主張している²⁸)。
- 20. 被告は、この事態における自国の行動が武力紛争時における武力行使であるとは、述べていない。私の見るところ、被告は、海洋法条約規定と自国の刑法規定に言及しているけれども、この事態における自国の行動が法執行であるとも、述べていない。被告は、この事態への軍隊の関わりを強調していて、この事態の後に要請国の3軍艦の拿捕と軍人の身柄拘束が行われたのであり、これらの船舶と軍人の抑留はこの事態からの直接の結果である、と主張している。被告の主張によると、この事態に関わる活動は性質上明らかに軍事的であって、したがって、その後の扱いは関係せず、本件における当該活動は性質上軍事的である、という²⁹⁾。
- 21. 私の見るところ、この事態における被告の行動の実像は、一応のところ、次のように言える。すなわち、要請国の軍艦が最初に発見された際、被告の行動は法執行活動として開始し、被告の沿岸警備隊が接触し警告を行った。次に、被告の行動は、被告の海軍と空軍が関わって、軍事的活動に発展した。これらロシア軍隊はウクライナ艦周辺にただいたのではなく、活発に作戦行動を行った。軍隊はまずは、要請国の海軍群が行っている活動を妨害し、次にこれを抑制し、そして別の活動を行わないよう防止した。その際、被告の国防省の戦闘用へりが砲艦Nikopol号を停船させ、被告の黒海艦隊のコルベット艦が要請国の海軍行動を監視した300。要請国自身述べているように、要請国の船舶は、11月25日にケルチ海峡に進入しようとしたところ、被告の海軍と沿岸警備隊の船舶により妨害された310。要請国の海軍群とその軍事的活動が被告軍隊の直接

²⁸⁾ 脚注23: 例えば、要請書附属書Aの11項を見よ。

²⁹⁾ 脚注24:ロシア覚書28項、33項。

³⁰⁾ 脚注25:同上覚書19項。

³¹⁾ 脚注26:要請書附属書Aの8項。

西南学院大学法学論集 第54巻第1号(2021年10月)

の関与と支援により阻止された後に、被告は明らかに法執行である行動を再開したのである (特に、Nikopol号の拿捕と抑留が行われたのは、被告軍隊が同艦を停船させた後のことである)。私の見解では、この事態における被告の活動の大部分は、少なくとも一応は軍事的である。

- 22. この事態の際の両当事国の活動が、この事態の性質に寄与している。両国の活動は相互に関係するのは明らかであり、この事態の全体像を評価するに当たっては全体として検討されなくてはならない。要請国の活動は性質上純粋に軍事的であるし、被告の活動は大部分が軍事的である。全体としてみるとき、この事態の現実の像は、一方の国の軍隊と他方の国の法執行部隊と軍隊の間の武力行使を伴う対立関係を、顕わにしている。本件拿捕と抑留の直前に生じたこの事態は、特に一応という観点で客観的に評価するとき、法執行活動ではなく、私には、海軍の軍事衝突と思えるし、あるいは当該軍人らが[ロシア法廷で]述べているように、国境事態であるように思われる。
- 23. 私の見解では、要請国の船舶の拿捕と抑留は、一応は、その直前の軍事的活動と密接に関係していて、両者を合理的に分けて検討することはできない。したがって、これら船舶の抑留に関する本件紛争は、同時に、一応は軍事的活動に関するものであって、そのようなものとして海洋法条約298条1項(b)に基づく仲裁裁判所の管轄権から一応除外されるのである。

(Roman A. Kolodkin裁判官の署名)

(2021年5月31日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究(A)「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」(JSPS科研費19H00567)による成果の一部である。